

＜自動車を買った場合＞

更新申立書の裏面「B. その他変更事項」（構造用の場合は、「4 その他特記事項」欄）に新しい車の登録番号を記入しご返送ください。

➤ **注意**

更新申立書のご返送のみでは新しい自動車に減免は適用されません。

新しい自動車に減免を希望される場合は、減免申請に必要な書類をご持参の上、都税事務所等の窓口にご来所し手続きが必要となります。

➤ **申請期限等**

① 買った車に登録時点で自動車税または自動車取得税の課税がある場合	
申請期限	新しい車の登録の日から1か月以内
すでに減免を受けている自動車がある場合	申請期限までに抹消登録（廃車）または移転登録（名義変更）が必要です。
② 買った車に登録時点で自動車税または自動車取得税の課税がない場合	
申請期限	2019年5月31日（金）まで
すでに減免を受けている自動車がある場合	減免が受けられるのは障害者の方1人につき1台に限られます。

※ 自動車を登録した際に提出した「自動車取得税・自動車税申告書（報告書）（控）」、「領収証書」等で課税の有無をご確認ください。

【記載例】（下肢等障害者用）自動車を買った場合

表面

自動車税減免更新申立書（下肢等障害者用）

東京都都税総合事務センター所長 殿
次のとおり減免の更新を申し立てます。

提出日：平成 30 年 10 月 14 日

納税義務者
(フリガナ) ソウゴウ タロウ
氏名： 総合 太郎

連絡先 03 - 5985 - XXXX

※1. 各項目について、変更欄の変更「あり」又は「なし」を○で囲ってください。

※2. 変更がある場合については、変更内容が確認できる書類を添付して下さい。添付書類については、裏面Aをご覧ください。

※3. 納税義務者及び障害者の変更、減免を受ける自動車の変更については、この申立書では変更できません。新たに減免申請を行う必要があります。

1. 納税義務者・障害者・運転者の住所・氏名について

9月現在の内容	変更内容（※） （※：変更のみ）
納税義務者	
住所	
氏名	

* 変更内容が確認できる書類を裏面Aへ貼付又は添付してください。

「表面」は、提出日・納税義務者名・連絡先のみ記入してください。

裏面

B. その他変更事項

変更となった事項について、理由等を具体的にご記入ください。

平成30年10月2日「練馬300た△△△△」に買い替え。減免を受けていた車は名義変更済み。
同日、練馬自動車税事務所で減免申請書を提出済み。

【記載例】（構造用）自動車を買替えた場合

自動車税減免更新申立書（構造用）

東京都都税総合事務センター所長 殿

提出日：平成30年10月15日

提出日・納税義務者名・住所・連絡先・

納税義務者：東京太郎

「4 その他特記事項」を記入してください。

住所：〒163-8001

新宿区西新宿2丁目8-1

登録番号 八王子800や1234
登録年月日 平成21年4月1日
年 度 平成30年度

連絡先 00 -0000 -0000

4 その他特記事項

平成30年10月5日「八王子800す△△△△」に買い替え。減免を受けていた車は名義変更済み。
同日、練馬自動車税事務所で減免申請書を提出済み。